

A background network diagram consisting of numerous grey dots of varying sizes connected by thin, light grey lines, creating a complex web of connections. The dots are scattered across the upper and left portions of the page.

暗号資産制度に関する ワーキング・グループ（第1回）での ご質問等について

2025年9月2日

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

以下のページでは、7月31日に開催された暗号資産制度に関するワーキング・グループ（第1回）でのご質問等に関し説明します。

① 顧客の適合性確認に関する自主規制活動等

② 暗号資産審査の確認状況

③ 暗号資産の決済手段としての利用状況

顧客の適合性確認に関する自主規制活動等①

JVCEA自主規制規則「暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則」では、「取引開始基準」として「取引内容、利用者の属性、取り扱う暗号資産の特性、利用者の投資経験、利用者からの預り資産その他会員において必要と認める事項」を盛り込むこと、および「利用者が取引によって生じた損失により生活の維持が困難な状態に陥るおそれのないように、あらかじめ利用者との取引限度額又は保有限度額」を定めることを会員に求めています。

暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則

「暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則」に関するガイドライン

(開始基準)

第2条

1. 会員は、利用者との間で暗号資産関連取引を開始するための基準を定め、当該基準に照らして利用者との取引の開始の可否を判断しなければならない。
2. 前項に定める取引開始基準は、取引内容、利用者の属性、取り扱う暗号資産の特性、利用者の投資経験、利用者からの預り資産その他会員において必要と認める事項について定めなければならない。

第2条第1項第2項関係

取引開始基準は、例えば暗号資産でもそれぞれリスク度が異なることから、リスククラスを中心に基準を設けることも有効です。

	リスク度1	リスク度2	リスク度3
年齢			
経験			
資産			
所得			
利用目的			

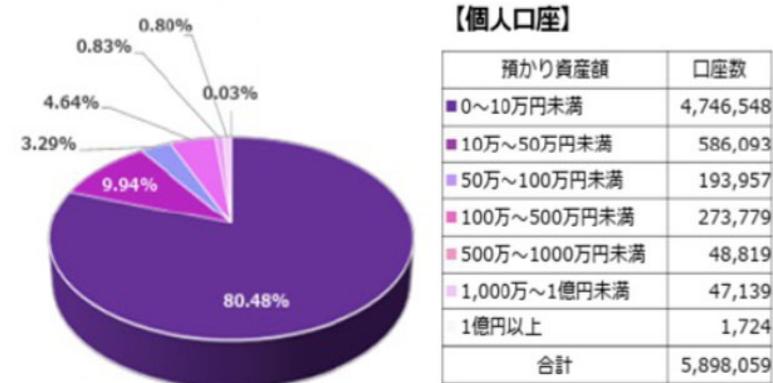
利用者から取引の申し込みがあった場合には、利用者カードに記録する情報と申し込みのあった取引により、上記の基準に照らして適合しているか判定して、取引の可否を決定します。

暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則	「暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則」に関するガイドライン
<p>(取引限度額等)</p> <p>第3条 会員は、暗号資産関連取引を行うにあたり、利用者が取引によって生じた損失により生活の維持が困難な状態に陥るおそれのないように、あらかじめ利用者との取引限度額又は保有限度額を定め、当該利用者による取引の適正な管理に努めなければならない。</p>	<p>第3条関係</p> <p>取引限度額等の管理は、所定の期間内の累計取引金額を基準とする方法や利用者の暗号資産保有額を基準とする方法、さらには所定の期間内の累計損失額をもって代替する方法などが考えられます。信用取引など利用者が会員に預託する保証金額を上回る損失を生ずるおそれのある取引については、利用者の暗号資産保有額と累計損失額の2方面から限度額基準を定め管理することが最適な方法の1つと考えます。取引限度額等は、利用者に個別に設定することも、一律に設定することも可能です。ただし、一律に設定する場合には、損失許容量が最も小さい利用者に対しても十分安全な水準に設定しなければなりません。取引限度額等に達した利用者については、状態が回復するまでの期間、新たな取引を行わず、暗号資産保有額の整理のための取引のみを行うこととするなど、実効性を伴った取引限度額の管理を行う必要があります。</p>

顧客の適合性確認に関する自主規制活動等③

会員の適合性確認に関する協会の取組状況

- 民法改正に伴う成人年齢引き下げを契機として、JVCEAでは、2022年度に会員における「取引開始基準」、「取引限度額等」の整備状況について会員調査を行うとともに、その際に寄せられた会員からの照会事項等に対する回答をとりまとめ「取引開始基準Q&A」として会員に通知しています。
- また、上記に加え、各会員における「取引開始基準」や「取引限度額等」の整備状況は、第一回のワーキング・グループでの説明の通り、2022年度以降、会員監査でも確認し、改善が必要な場合には指導等行ってきております。
- 引続き取組みに注力していくべき分野の一つですが、上記の取組みにより、「取引開始基準」は協会自主規制規則に準拠した内容に整備が進み、また、「取引限度額等」は、一日の取引限度を設ける会員や、顧客の保有資産の申告に基づき保有限度額を設けている会員等が見られますが、こちらにも整備が進んでいることを確認しています。
- 実際に個人の暗号資産投資家の80%以上が10万円未満の投資、90%以上が50万円未満の取引状況となっています（「暗号資産取引についての年間報告2023年度(2023年4月～2024年3月)」より抜粋）



暗号資産審査の確認状況①

これまでの協会による暗号資産審査確認件数は以下のとおりです。

■ 審査確認状況（審査確認開始基準）：2020年1月～2025年6月末時点

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年上期	計
審査確認開始した件数	62	111	113	49	33	20	388
確認開始後に会員より取下げ	1	3	8	5	0	1	18
審査確認完了合計件数	61	108	104	43	24	10	350
取扱い可	61	107	101	40	22	10	341
取扱い不可	0	1	3	3	2	0	9
取扱い可の内訳	61	107	101	40	22	10	341
本邦初	7	22	19	22	14	4	88
既存	29	77	68	11	7	1	193
ICO/IEO	1	3	3	5	1	0	13
二種会員	24	5	11	2	0	5	47

暗号資産審査の確認状況②

JVCEAでは暗号資産審査確認の結果に基づき、付帯条件や付言を設定し、会員に通知します
付帯条件や付言はJVCEAのHPでも公表しています。

付帯条件

付帯条件が付く銘柄：50
付帯条件がない銘柄：55

協会は、これらの確認を経たうえで、届出を行った会員がその銘柄を取り扱うための条件を設定することがあります（これを付帯条件と呼びます）。
付帯条件は、協会事前審査の中で確認されたリスクのうち、協会が、以下のいずれかに該当すると判断した事項について設定されます。

- ・顕在化する確度が高い
- ・確度が低いあるいは未知だが重要な内容
（「暗号資産の取扱いに関する規則」に関するガイドライン「第5条関係」から抜粋）

付帯条件の例

- EOS：EOSのネットワーク上に実装されるDAppsが、ギャンブル・ハイリスク系DAppsに偏重していないことを定期的にモニタリングすること。
- ATOM：セキュリティの脆弱性およびリキッドステーキングモジュール（LSM）の取扱いに関して、モニタリングを強化すると共に、利用者に対して適切な情報開示を行うこと。

付言

付言がつく銘柄：68
付言がない銘柄：37

また協会は、その銘柄を取り扱うにあたって留意すべき点がある場合に、リスク喚起としてその内容を、届出を行った会員へ伝えることがあります（これを付言と呼びます）。
付言は、協会事前審査の中で確認されたリスクのうち、協会が顕在化する確度が低いあるいは未知と判断した事項へ設定されます。
（「暗号資産の取扱いに関する規則」に関するガイドライン「第5条関係」から抜粋）

付言の例

- EOS：EOSのネットワーク上に実装されるDAppsが、ギャンブル・ハイリスク系DAppsに偏重していないことを定期的にモニタリングすること。
- ATOM：セキュリティの脆弱性およびリキッドステーキングモジュール（LSM）の取扱いに関して、モニタリングを強化すると共に、利用者に対して適切な情報開示を行うこと。

暗号資産の決済手段としての利用状況①

JVCEAの会員が家電量販店等の事業者と契約を締結し実施している
決済等の利用状況は以下の通りです。
開設口座数や取扱暗号資産の銘柄数のように業界一律には増加していません

2024年度末

	ネットショップ	実店舗	寄付	NFTマーケットプレイス
BTC	2,089	54	2	1
ETH			1	1
その他	2,087		1	2

※複数銘柄の取扱いがある場合は、それぞれの銘柄でカウントしています。

	ネットショップ	実店舗	寄付	NFTマーケットプレイス
2018年度末	3,776	134		
2019年度末	3,921	372		
2020年度末	6,159	52		1
2021年度末	6,148	46		1
2022年度末	2,276	61	1	2
2023年度末	2,043	55	2	2
2024年度末	2,089	54	2	2

JVCEAにて会員から状況を聴取したものの。

企業間決済における利用状況については以下の通りと認識しています。

- 現状、会員で法人向けに行っているサービスでは企業間の支払決済に該当するものは確認されていません。このため、JVCEAでも件数等は未把握です。
- 暗号資産は、法人税法上は期末時価評価となっており、法人が決済利用のために暗号資産を保有してまで利用するメリットは考えにくいと考えており、法人間の決済利用は少ないと考えています。